

3 多摩ニュータウン環境組合告示第5号

物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する公示

令和4・5年度において、多摩ニュータウン環境組合（以下「環境組合」という。）が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負、設計、測量及び地質調査の委託並びに修繕の請負を除く。以下同じ。）の指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定に基づき次のように定めた。

なお、本文中に記載のある令和4年(度)～令和5年(度)は、2022年(度)～2023年(度)と同意である。

令和3年9月21日

多摩ニュータウン環境組合 管理者 阿部 裕行

第1 用語の定義

この公示における用語の定義は、次による。

1 営業種目

環境組合が発注する物品の買入れその他の契約の種類について、別表3に定めたものをいう。

2 競争入札参加資格

環境組合が発注する物品の買入れその他の契約についての競争入札に参加するための資格をいう。この競争入札参加資格は申請者の履行能力に基づき、別表1に掲げた営業種目ごとに発注標準金額に応じて等級を定め、併せて同一等級内において順位を定める。（営業種目201ライフラインに申請する者については等級を定めず、順位のみ定める。）

競争入札参加資格を得た者は、環境組合における物品の買入れその他の契約の競争入札参加資格の有資格者として、競争入札参加資格者名簿に登録する。

3 登録申請

競争入札参加資格を得て、競争入札参加資格者名簿に登録されることを目的として、申請を行うことをいう。

4 格付

競争入札参加資格の等級及び順位又は順位、あるいはそれらを算出するための審査をいう。

5 決算日等

(1) 決算日とは、次に掲げる日をいう。

ア 法人 法人税法（昭和40年法律第34号）第13条に定める事業年度（以下「事業年度」という。）の終了の日

イ 個人 12月末日

(2) 決算年度とは次に掲げるものをいう。

ア 法人 事業年度

イ 個人 (1)イの決算日以前1年間

6 審査基準日

登録申請を行うにあたり、基準として定める日付をいい、申請時直前の決算手続が終了している決算日とする。登録申請は、申請日の内容によると定めた項目を除き、この審査基準日時点における内容で行われなければならない。

7 審査対象事業年度

審査基準日を含む決算年度をいう。

8 資格有効期限

この公示による競争入札参加資格を有すると認める期間であり資格登録日から令和6年3月31日までとする。

9 構成市

一部事務組合（特別地方公共団体）である多摩ニュータウン環境組合を構成する八王子、町田及び多摩の3市をいう。

第2 申請の条件

競争入札参加資格については、次に定める必要な条件を備えていなければならない。

1 納税に関する条件

申請時において、法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税に未納がある者は、競争入札参加資格申請をすることができない。

2 営業種目ごとの条件

登録申請時に、各営業種目ごとに登録、免許又は許可等を営業の要件とする営業種目は、当該登録、免許又は許可等を受けていなければならない。

第3 申請期間及び申請方法

1 申請期間及び方法

登録申請をしようとする者は、次の表に掲げる期間に申請を行わなければならない。

申請期間	資格登録日
令和3年10月1日から令和3年10月22日	令和4年4月1日（令和4年度当初契約分を含む）
令和4年5月9日から令和4年5月13日まで	令和4年6月1日
令和4年9月5日から令和4年9月9日まで	令和4年10月1日
令和5年1月10日から令和5年1月13日まで	令和5年2月1日
令和5年5月8日から令和5年5月12日まで	令和5年6月1日
令和5年9月4日から令和5年9月8日まで	令和5年10月1日
令和6年1月9日から令和6年1月12日まで	令和6年2月1日

別に指定する様式により日本語で記載された物品買入れ等競争入札参加資格申請書等（以下「申請書等」という。）を多摩ニュータウン環境組合総務課総務係へ郵送にて提出しなければならない。

2 申請書等の入手方法

申請書及び申請時に必要な様式は環境組合のホームページから入手すること。なお、インターネット環境がない場合は、環境組合総務課契約担当へ問い合わせること。

環境組合ホームページアドレス <http://www.tama-seisokojo.or.jp/kumiai/834>

3 申請書等の郵送先

〒206-0035 多摩市唐木田二丁目1-1

多摩ニュータウン環境組合（多摩清掃工場）総務課 契約担当

4 平成31・32・33年度の資格登録の更新登録

平成31・32・33年度の資格登録を行っている者は更新登録申請による申請ができる。その場合の更新登録申請書は上記2申請書等の入手方法による。

更新登録申請による登録の格付けは平成31・32・33年度の資格登録時点のものを使用する。なお、業種等の変更等により再審査を希望する場合は、申請書等により申請する。

第4 競争入札の参加者の資格

- 1 環境組合は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者を競争入札に参加させることができない。
- 2 環境組合は、競争入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法（昭和22年第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) (1) から (5) により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 3 次のいずれかに該当する者は競争入札に参加できない。
 - (1) 参加者若しくは参加者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき。
 - (2) 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - (3) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (5) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- 4 競争入札参加資格の有資格者となった後に、競争入札参加資格の登録申請を行うことができる条件を欠くこととなった者は競争入札に参加できない。

第5 競争入札参加資格の審査基準

1 競争入札参加資格の等級格付、順位等の決定

競争入札参加資格は、個々の申請者が申請した各営業種目ごとに審査を行い、発注標準金額に応じ、各営業種目別に等級及び順位を定める。（営業種目 201 ライフラインに申請する者については等級を定めず、順位のみ定める。）

2 等級区分と審査方法

(1) 等級区分

各営業種目における等級区分は別表1のとおり A、B 及び C の3等級に区分して定め、併せて同一等級内において順位を定める。

(2) 等級と順位を決定する営業種目の審査方法

競争入札参加資格の審査は、各営業種目別に下記3に定める客観的審査事項及び主観的審査事項を用いて行う。

下記3 (1) に定める方法により算出した客観点数及び3 (2) に定める方法により算出した

主観点数により、当該営業種目の競争入札参加資格の等級を決定する。客観等級と主観等級が一致した営業種目の等級はその一致した等級とし、相違した場合は、いずれか低い方を当該営業種目の等級とする。

同一等級内の順位については、3（1）で算出した客観点数の高いものを上位とし順位付けを行う。

(3) 順位のみを決定する業種の審査方法

上記（2）と同じ方法により等級の決定及び順位付けを行った申請者を等級、順位順に並べた後、等級と順位が最上位の者を1位として、等級を定めず降順に順位付けのみを行う。

(4) 同一客観点の申請者の順位の決定

同一等級内において客観点と同じ点数となった申請者については、下記の優先順位により順位付けを行う。

- ア 当該営業種目の年間総売上高の高位順
- イ 自己資本額の高位順
- ウ 従業員数の高位順
- エ 流動資産を流動負債で除した数値の高位順
- オ 営業年数の高位順
- カ これによっても同位となる場合は、競争入札参加資格の受付番号の低位順とする。

(5) 等級順位等を得られない場合

主観的審査事項における当該営業種目の売上高のない者は、無格付けとする。

3 客観的審査事項及び主観的審査事項

(1) 客観的審査事項

営業種目別に下記アからオにより算出した数値を別表2に定める（1）から（5）の各項目表にあてはめ、付与された数値を（6）の数式にあてはめて算出した総合数値を客観点数として、別表1にあてはめる。

ア 年間総売上高

審査対象事業年度の決算における総売上高。但し、当該審査対象事業年度の月数が12箇月に満たない場合は、当該審査対象事業年度の売上高に、前事業年度の総売上高を同事業年度の月数で除した額にその不足する月数を乗じて得た額に加えて計算した額とする。

また、下記の条件に該当するものは、各条件別に記載した加算率により加算した後の額とする。なお、複数の条件に該当した場合の総売上高への加算は、加算率を合計して行う。

	主観点数加算条件	加算率
条件1	構成市内に、環境組合と契約する本店のある者（構成市内業者）	20%
条件2	構成市内に、環境組合と契約する支店・営業所のある者（準構成市内業者）	10%
条件3	ISO（国際標準化機構）9000シリーズの9001の認証取得を得ている者で、認証取得後更新をしていない者（条件4に該当しない者）	3%
条件4	ISO（国際標準化機構）9000シリーズの9001の認証取得を得た後、3年以上登録を継続し、1回以上の更新を行い、現在も登録をしている者	5%
条件5	ISO（国際標準化機構）14000シリーズの14001他、（一財）持続性推進機構認証のエコアクション21、（一社）エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ2以上の認証）、（特非）KES環境機構認証のKES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上の認証）の認	3%

	証取得を得ている者で、認証取得後更新をしていない者（条件6に該当しない者）	
条件6	ISO（国際標準化機構）14000 シリーズの 14001 他、（一財）持続性推進機構認証のエコアクション 21、（一社）エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ2以上の認証）、（特非）KES 環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上の認証）の認証取得を得た後、3年以上登録を継続し、1回以上の更新を行い、現在も登録をしている者	5%

※ISO（国際標準化機構）14001 シリーズの 14001、（一財）持続性推進機構認証のエコアクション 21、（一社）エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ2以上の認証）、（特非）KES 環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上の認証）の重複取得による加算率の合計は行わない。

※条件3から6については、申請日現在、多摩ニュータウン環境組合と契約する営業所等において認証取得しているものを対象とする。

また、エコアクション21、エコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの各規格については、次の表に掲げるとおりとする。

エコアクション21	（一財）持続性推進機構の認証を取得していること。
エコステージ	（一社）エコステージ協会第三者評価委員会によるエコステージステージ2以上の認証を取得していること。
KES・環境マネジメントシステム・スタンダード	（特非）KES 環境機構又は（特非）KES 環境機構と相互認証している審査登録機関によるステップ2以上の認証を取得していること。

イ 自己資本額

審査対象事業年度の決算における自己資本額（法人にあたっては払込資本金額に準備金、積立金、繰越金の額を加えた額、個人にあたっては貸借対照表における資本の合計額）

ウ 従業員数

申請日時点で事業に常時雇用している従業員の数

エ 流動比率

審査対象事業年度の決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの）

オ 営業年数

審査基準日までの営業年数（1年未満切捨）

(2) 主観的審査事項

審査対象事業年度の決算における別表3の営業種目ごとの年間売上高（但し、3（1）アに定める条件1及び2に該当するものは、各条件別に記載した加算率により加算した後の額）を主観点数とし別表1にあてはめ、主観等級を決定する。

第6 申請書等を提出する際に必要な書類

1 申請書（A4S型二穴綴フラットファイルに左綴にして提出）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 競争入札参加資格審査申請書（所定用紙を使用。）

- (2) 登記簿謄本【履歴事項全部証明書】（正本添付、発行日が申請日から3箇月以内であるもの。個人で商号を用いる場合にあっては、商号登記簿謄本とする。）
- (3) 身分証明書・登記事項証明書（正本添付、発行日が申請日から3箇月以内であるもの。個人の申請者のみ。）
- (4) 印鑑証明書（正本添付、発行日が申請日から3箇月以内であるもの。）
- (5) 使用印鑑届（所定用紙を使用。見積書、入札書、契約書、請求書、納品書・領収書等に実印以外の印鑑を使用する場合のみ必要。）
- (6) 委任状（所定用紙を使用。見積、入札、契約、代金の請求及び受領の権限を代理人に委任する場合のみ必要。）
- (7) 納税証明書（写し可。法人にあっては対象事業年度に係る法人税納税証明書、法人事業税、法人都道府県税及び法人市民税の納税証明書、消費税及び地方消費税は未納税額がない納税証明書、その他収めるべき税がある場合その納税証明書等。個人にあっては令和2年分所得に係る所得税の納税証明書、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの営業に係る個人事業税の納税証明書及び市税完納証明書。）
- (8) 財務諸表（写し可。審査対象事業年度における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書。ただし決算期を変更している場合には、通算1年以上必要。個人においては令和2年1月1日から令和2年12月31日までの貸借対照表及び損益計算書。）
- (9) 登録証明書等（写し可。別表3の営業種目が許可等を用件としている場合のみ必要とする。）
- (10) 業務経歴書（任意提出。指定用紙はなし。A4判にて最近2年間の主な受注実績について、契約件名、契約金額、着手及び完了年月日、発注者等を記載すること。また当該内容を証明する契約書のコピーも添付のこと。）
- (11) 代理店・特約店等証明書（写し可。「物品」を申請する者で、代理店・特約店契約をしている場合のみ必要。）ただし、申請日現在有効期限内のものであること。
- (12) 技術者在籍証明書（「委託・その他」を申請する者で、資格・免許等を有する技術者を雇用しているある場合のみ提出。書式は自由。なお、技術者が少数の場合は免許証等の写しの添付でも可。）

2 基本カード等（A4S型二穴綴フラットファイルに綴じ込まないもの。）

- (1) 基本カード（別に指定する様式を用いること。）
- (2) 業態カード（別に指定する様式を用いること。）
- (3) 受付票（別に指定する様式を用いること。）
- (4) 受付票返信用封筒（所定金額の切手を貼付のこと。）
- (5) 申請書類チェック表

3 申請書等及び添付書類（以下「申請書等」という。）の作成に用いる言語等

- (1) 申請書等は、日本語で作成すること。添付書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付すること。
- (2) 申請書等の金額については、日本国通貨により記載すること。外国通貨を換算するときは、出納官史事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する審査基準日現在の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額を記載すること。

第7 受付票の発行等

第3に定めるところにより、申請書を提出し受理された者の受付票及び申請書には受付印を押印する。

第8 資格の取消し

以下の場合には速やかに、競争入札参加資格の取消申請をすること。

なお、以下の定めにかかわらず、競争入札参加資格の有資格者の事情により、その資格の全部又は登録業種の一部を取消することができる。

- 1 資格有効期限内に、地方自治法施行令167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。
- 2 この公示による競争入札参加資格を有する者が、資格有効期限内に各営業種目に登録申請を行うために必要な条件を満たさない状態となったとき。

第9 虚偽の申請をした者の取扱い

- 1 申請書等の虚偽の記載（以下「虚偽申請」という。）をしたことが判明した者については、競争入札の参加資格を与えない。
- 2 物品買入れ等競争入札参加資格の有資格者になった後、虚偽の申請をしたことが判明した者については、環境組合が定める期間、競争入札への参加はできない。

第10 その他

- 1 競争入札参加資格を有する者の名簿等の閲覧
この公示に基づく競争入札参加有資格者名簿等は、後日閲覧に供する。
- 2 申請情報の公表
各申請者から申請された内容については、その全部又は一部を公表することがある。
- 3 申請内容の変更の届出
申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（別に指定する様式を用いること。）により、速やかにその当該変更内容を届け出なければならない。
 - (1) 組織
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 代表者役職・氏名
 - (4) 本店所在地
 - (5) 代理人役職・氏名
 - (6) 代理人所在地・支店（営業所）名等
 - (7) 印鑑（①実印 ②使用印 ③代理人印）
 - (8) 資本金
 - (9) 電話・ファクシミリ番号（①申請者・②連絡先）
 - (10) その他（許認可等）

【別表1】

物品買入れ等の等級格付基準表、物品買入れ等発注標準金額に対応する等級

1 第1グループ（事務用品、什器関係）

等級格付基準表			
営業種目	等級	客観点数	主観点数
		総合数値	年間売上高
001 文房具事務用品・図書 003 学校教材・ 運動用品・楽器 004 什器・家具 011 燃料・ ガス・油脂	A	70 以上	1,000 万円以上
	B	40 以上 70 未満	300 万円以上 1,000 万円未満
	C	40 未満	300 万円未満

物品買入れ等発注標準金額に対応する等級		
営業種目	等級	発注標準金額
001 文房具事務用品・図書 003 学校教材・ 運動用品・楽器 004 什器・家具 011 燃料・ ガス・油脂	A	1,000 万円以上
	B	300 万円以上 1,000 万円未満
	C	300 万円未満

2 第2グループ（繊維、雑品関係）

等級格付基準表			
営業種目	等級	客観点数	主観点数
		総合数値	年間売上高
005 荒物雑貨 006 工業用ゴム製品 007 織 維・ゴム・皮革製品 008 室内装飾品等 020 医薬品・衛生材料・介護用品 024 標 識・看板等 026 警察・消防・防災用品 027 造園資材 028 百貨店・総合商社 090 その 他の物品 099 不用品買受	A	70 以上	2,000 万円以上
	B	40 以上 70 未満	300 万円以上 2,000 万円未満
	C	40 未満	300 万円未満

物品買入れ等発注標準金額に対応する等級		
営業種目	等級	発注標準金額
005 荒物雑貨 006 工業用ゴム製品 007 織 維・ゴム・皮革製品 008 室内装飾品等 020 医薬品・衛生材料・介護用品 024 標 識・看板等 026 警察・消防・防災用品 027 造園資材 028 百貨店・総合商社 090 その 他の物品 099 不用品買受	A	2,000 万円以上
	B	300 万円以上 2,000 万円未満
	C	300 万円未満

3 第3グループ (機械、資材関係)

等級格付基準表			
営業種目	等級	客観点数	主観点数
		総合数値	年間売上高
002 事務機器・情報処理用機器 009 家電・カメラ・厨房機器等 010 自動車・自転車 014 理化学機械器具 015 工作用機械器具 016 産業用機械器具類 017 通信用機械器具類 019 医療用機械器具 021 コンクリート・セメント 022 鉄鋼・非鉄・鋳鉄 023 電線・絶縁材料 025 工業薬品・防疫剤 050 清掃施設専用物品 098 清掃工場物品等買受	A	70 以上	3,000 万円以上
	B	40 以上 70 未満	300 万円以上 3,000 万円未満
	C	40 未満	300 万円未満

物品買入れ等発注標準金額に対応する等級		
営業種目	等級	発注標準金額
002 事務機器・情報処理用機器 009 家電・カメラ・厨房機器等 010 自動車・自転車 014 理化学機械器具 015 工作用機械器具 016 産業用機械器具類 017 通信用機械器具類 019 医療用機械器具 021 コンクリート・セメント 022 鉄鋼・非鉄・鋳鉄 023 電線・絶縁材料 025 工業薬品・防疫剤 050 清掃施設専用物品 098 清掃工場物品等買受	A	3,000 万円以上
	B	300 万円以上 3,000 万円未満
	C	300 万円未満

4 第4グループ (印刷関係)

等級格付基準表			
営業種目	等級	客観点数	主観点数
		総合数値	年間売上高
101 印刷 102 複写業務	A	70 以上	2,000 万円以上
	B	40 以上 70 未満	300 万円以上 2,000 万円未満
	C	40 未満	300 万円未満

物品買入れ等発注標準金額に対応する等級		
営業種目	等級	発注標準金額
101 印刷 102 複写業務	A	2,000 万円以上
	B	300 万円以上 2,000 万円未満
	C	300 万円未満

5 第5グループ (情報処理業務、その他業務関係)

等級格付基準表			
営業種目	等級	客観点数	主観点数
		総合数値	年間売上高
114 運搬請負 115 広告代理 116 ビデオ・スライド製作 120 催事関係業務 121 情報処理業務 128 クリーニング 151 清掃工場等業務委託 190 その他の業務委託等	A	70 以上	3,000 万円以上
	B	40 以上 70 未満	500 万円以上 3,000 万円未満
	C	40 未満	500 万円未満

物品買入れ等発注標準金額に対応する等級		
営業種目	等級	発注標準金額
114 運搬請負 115 広告代理 116 ビデオ・スライド製作 120 催事関係業務 121 情報処理業務 128 クリーニング 151 清掃工場等業務委託 190 その他の業務委託等	A	3,000 万円以上
	B	500 万円以上 3,000 万円未満
	C	500 万円未満

6 第6グループ (清掃、警備、保守管理及び調査業務関係)

等級格付基準表			
営業種目	等級	客観点数	主観点数
		総合数値	年間売上高
105 警備・受付等 106 通信施設保守 107 環境関係測定機器保守 109 浄化槽・貯水槽清掃 110 道路・公園管理 111 害虫駆除 112 廃棄物処理 113 管渠清掃 122 検査業務 124 土木・水系関係調査業務 125 市場・補償鑑定関係調査業務 126 環境アセスメント関係調査業務 150 焼却関係施設清掃	A	70 以上	3,000 万円以上
	B	40 以上 70 未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満
	C	40 未満	1,000 万円未満

物品買入れ等発注標準金額に対応する等級		
営業種目	等級	発注標準金額
105 警備・受付等 106 通信施設保守 107 環境関係測定機器保守 109 浄化槽・貯水槽清掃 110 道路・公園管理 111 害虫駆除 112 廃棄物処理 113 管渠清掃 122 検査業務 124 土木・水系関係調査業務 125 市場・補償鑑定関係調査業務 126 環境アセスメント関係調査業務 150 焼却関係施設清掃	A	3,000 万円以上
	B	1,000 万円以上 3,000 万円未満
	C	1,000 万円未満

7 第7グループ（建物清掃、賃貸業務関係）

等級格付基準表			
営業種目	等級	客観点数	主観点数
		総合数値	年間売上高
103 建物清掃 104 電気・暖冷房等設備保守 131 賃貸業務	A	70 以上	5,000 万円以上
	B	40 以上 70 未満	1,000 万円以上 5,000 万円未満
	C	40 未満	1,000 万円未満

物品買入れ等発注標準金額に対応する等級		
営業種目	等級	発注標準金額
103 建物清掃 104 電気・暖冷房等設備保守 131 賃貸業務	A	5,000 万円以上
	B	1,000 万円以上 5,000 万円未満
	C	1,000 万円未満

※201 ライフラインについては、等級格付は行っていない。

【別表2】

客観的審査事項の付与数値及び総合数値の計算式

(1) 年間総売上高

年間総売上高	付与数値	
	物品(a)	委託(b)
1,000億円以上	60	55
300億円以上 1,000億円未満	57	52
100億円以上 300億円未満	54	49
50億円以上 100億円未満	51	46
30億円以上 50億円未満	48	43
20億円以上 30億円未満	45	40
10億円以上 20億円未満	42	37
7億円以上 10億円未満	39	34
5億円以上 7億円未満	36	31
3億円以上 5億円未満	33	28
2億円以上 3億円未満	30	25
1億5,000万円以上 2億円未満	27	22
1億円以上 1億5,000万円未満	24	19
5,000万円以上 1億円未満	21	16
1,000万円以上 5,000万円未満	18	13
1,000万円未満	15	10

(2) 自己資本額

自己資本額	付与数値(c)
30億円以上	10
6億円以上 30億円未満	9
2億円以上 6億円未満	8
1億円以上 2億円未満	7
5千万円以上 1億円未満	6
3千万円以上 5千万円未満	5
1千5百万円以上 3千万円未満	4
3百万円以上 1千5百万円未満	3
1円以上 3百万円未満	2
1円未満	0

(3) 従業員数

従業員数		付与数値(d)
1,000人以上		5
500人以上	1,000人未満	4
100人以上	500人未満	3
30人以上	100人未満	2
30人未満		1

(4) 流動比率

流動比率		付与数値(e)
200%以上		20
140%以上	200%未満	18
130%以上	140%未満	16
120%以上	130%未満	14
110%以上	120%未満	12
100%以上	110%未満	10
90%以上	100%未満	8
80%以上	90%未満	6
60%以上	80%未満	4
60%未満		2

(注)

- ・流動資産(分子)が「0」のときは、付与数値は0点とする。
- ・流動負債(分母)が「0」のときは、付与数値は20点とする。
- ・流動資産(分子)及び流動負債(分母)が共に「0」のときは、付与数値は0点とする。

(5) 営業年数

営業年数		付与数値(f)
50年以上		10
40年以上	50年未満	9
30年以上	40年未満	8
25年以上	30年未満	7
20年以上	25年未満	6
15年以上	20年未満	5
10年以上	15年未満	4
5年以上	10年未満	3
1年以上	5年未満	2
1年未満		0

(6) 総合数値の計算式

ア「物品買入れ」 *営業種目番号001~099 総合数値 = (a) + (c) + (e) + (f)

イ「委託・その他」 *営業種目番号101~201 総合数値 = (b) + (c) + (d) + (e) + (f)

【別表3】

営 業 種 目 区 分

競争入札に参加することを希望する者の営業種目は次のとおりとする。

1 物品の営業種目区分

営業種目番号	営業種目名
001	文房具事務用品・図書
002	事務機器・情報処理用機器
003	学校教材・運動用品・楽器
004	什器・家具
005	荒物雑貨
006	工業用ゴム製品
007	繊維・ゴム・皮革製品
008	室内装飾品等
009	家電・カメラ・厨房機器等
010	自動車・自転車
011	燃料・ガス・油脂
014	理化学機械器具
015	工作用機械器具
016	産業用機械器具類
017	通信用機械器具類
019	医療用機械器具
020	医薬品・衛生材料・介護用品
021	コンクリート・セメント
022	鉄鋼・非鉄・鋳鉄製品
023	電線・絶縁材料
024	標識・看板等
025	工業薬品・防疫剤
026	警察・消防・防災用品
027	造園資材
028	百貨店・総合商社
050	清掃施設専用物品
090	その他の物品
098	清掃工場物品等買受
099	不用品買受

2 委託・その他の営業種目区分

営業種目番号	営業種目名
101	印刷
102	複写業務
103	建物清掃
104	電気・暖冷房等設備保守
105	警備・受付等
106	通信施設保守
107	環境関係測定機器保守
109	浄化槽・貯水槽清掃
110	道路・公園管理
111	害虫駆除
112	廃棄物処理
113	管渠清掃
114	運搬請負
115	広告代理
116	ビデオ・スライド製作
120	催事関係業務
121	情報処理業務
122	検査業務
124	土木・水系関係調査業務
125	市場・補償鑑定関係調査業務
126	環境アセスメント関係調査業務
128	クリーニング
131	賃貸業務
150	焼却関係施設清掃
151	清掃工場等業務委託
190	その他の業務委託等
201	ライフライン